

議案第 34 号

北栄町外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

北栄町外国語指導助手任用規則(平成17年北栄町教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第13条関係)		別表第1(第13条関係)	
事由	期間	事由	期間
(1)~(6) 略	略	(1)~(6) 略	略
(7) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	任用初年が令和元年度以前である外国語指導助手にあつては、7月から9月までの期間内における3日	(7) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	任用初年が令和元年度以前である外国語指導助手にあつては、7月から9月までの期間内における3日
	任用初年が令和2年度以降である外国語指導助手にあつては、7月から9月までの期間内における1日 <u>(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情</u>		任用初年が令和2年度以降である外国語指導助手にあつては、7月から9月までの期間内における1日

	により当該 期間内にこ の号の休暇 を使用する ことが困難 であると認 められる外 国語指導助 手において は、6月から 10月までの 期間)		
(8)～(15) 略	略	(8)～(15) 略	略

附 則
この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

議案第 35 号

北栄町ひとり親家庭等模擬試験費用助成金交付要綱の制定について

北栄町ひとり親家庭等模擬試験費用助成金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町ひとり親家庭等模擬試験費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等（以下「ひとり親家庭等」という。）の子どもを扶養する者に対し、そのひとり親家庭等の子どもが進学に向けた模擬試験を受けるために必要となる費用を助成するために町が交付する北栄町ひとり親家庭等模擬試験費用助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 町は、次に掲げる者のいずれにも該当する者に予算の範囲内で助成金を交付する。

(1) 北栄町生活困窮世帯等学習支援事業に登録のある中学校3年生の子どもを扶養する者

(2) 次のア又はイに掲げる者のいずれかに該当する者

ア ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって申請する日の属する年度（4月から5月までの間に申請する場合にあってはその日が属する年度の前年度。イにおいて同じ。）分の所得（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定を適用しないこととした場合のものに限る。）が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の水準にある者

イ アの者以外の者であって前号に規定する子どもと同一の世帯に属するもの（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。）が申請する月の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されていない世帯に属する者（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地住所を有しない者を除く。）

2 助成金の額は、中学校3年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として受験する年度に支払った費用（その額が子ども1人あたり6,000円を超えるときは6,000円とする）とする。ただし、他の助成を受けた経費を除く。

(交付申請の時期等)

第3条 助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、支給対象費用を支払った日の属する年度の3月末日までに、北栄町ひとり親家庭等模擬試験費用助成金申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て町長が公簿等によって確認することができる場合は、第1号及び第2号の書類を省略することができる。

- (1) 世帯全員の住民票写し
 - (2) 助成対象者に該当することを証する書類
 - (3) 受験料の支払を証明する書類(受験料の額、受験者名(又は支払者名)及び領収日が明記されたもの)
 - (4) 申請者名義の預金通帳の写し(金融機関、支店名、口座番号及び口座名義の分かるもの)
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (交付額の確定及び支給)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び助成金の額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該申請者に対し、北栄町ひとり親家庭等模擬試験費用助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、助成金を当該申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、助成金の交付申請を行った者が北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)第6条の2各号に掲げる者である場合は、町長は、その者に助成金の交付決定を行わない。

(返還)

第5条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 町長の指示に従わなかったとき。

(その他)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において助成金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた助成金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

北栄町子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、訪問支援員（以下「支援員」という。）を派遣し、当該家庭の家事・育児を支援することで、保護者の不安や負担を軽減し、児童の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は北栄町とし、本事業による支援の進行管理や、対象家庭に対する他の支援との連絡調整は町が行う。ただし、支援員派遣による家事・育児の支援については、この支援を行うに相当と認められた事業者（以下「委託業者」という。）に委託することができる。

(派遣の類型および支援の対象)

第3条 本事業による支援対象は、北栄町に居住する者で、以下の支援員派遣の類型ごとに示す家庭（以下「対象家庭」という。）とする。

1 児童支援員

北栄町要保護児童対策協議会における支援の中で本事業による支援が必要と判断した家庭で、概ね次の各号のいずれかに該当する家庭の保護者を対象とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (4) ヤングケアラー等がいる家庭

2 子育て支援員

親族等の援助が期待できず、他の子育て支援サービスの利用だけでは児童の

適切な養育が困難であり、次の各号のいずれかに該当する家庭の妊産婦（但し、下記第2号においては保護者とする）を対象とする。

- (1) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

（支援の内容）

第4条 支援員派遣の支援内容は、次に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

- (1) 家事に関すること
 - ア 食事の準備及び後片付け
 - イ 衣類の洗濯又は補修
 - ウ 居室などの日常的な掃除又は整理整頓
 - エ その他必要な援助
- (2) 育児に関すること（原則、対象家庭と一緒にを行う行為に限る）
 - ア 授乳補助
 - イ おむつ交換
 - ウ 沐浴補助
 - エ 日常的に行う必要がある育児
 - オ その他必要な補助

2 前項に規定する各号の支援は、対象家庭の居宅において行うこととする。

（支援員派遣規定）

第5条 支援員派遣に関する規定は、次の各号のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 支援員を派遣できる日数は、1か月に12日を限度とし、1日2回、1回あたり2時間以内とし、1時間単位とする。
- (2) 派遣を行う日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日を除く日とする。
- (3) 派遣を行う時間帯は、午前9時から午後5時までのうち、委託業者が派遣可能な時間帯とする。

2 前項に規定する以外の規定については、第3条による派遣類型ごとに別に定める。

(支援員の要件)

第6条 支援員は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 心身ともに健全であること。

(2) 家事または育児支援を適切に実行する能力を有する者

(3) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者

イ 法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待または法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(利用申請)

第7条 事業を利用しようとする者は、北栄町子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）により町長に申請するものとする。

(利用決定)

第8条 町長は、利用申請があったときは、訪問等により当該家庭の状況を確認した上、速やかに利用の可否および支援内容を決定し、北栄町子育て世帯訪問支援事業利用承諾（不承諾）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利用承諾の取り消し等)

第9条 町長は、利用承諾した対象家庭が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用決定を取り消し、または停止することができる。

(1) 第3条に規定する対象家庭に該当しなくなったとき

(2) その他、町長が適当でないと認めたとき

(実績報告)

第10条 事業を実施した委託業者は、事業を実施した日から30日以内に実施報告書、ケース記録等を町長に提出するものとする。

(守秘義務)

第11条 支援員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 28 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 37 号

北栄町病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和6年5月28日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見隆志

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

北栄町病児・病後児保育事業実施要綱(令和3年北栄町告示第89号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

議案第 38 号

北栄町養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱

北栄町養育支援訪問事業実施要綱(平成29年北栄町告示第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業の内容等) 第6条 この事業の内容は、次のとおりとする。 (1)~(4) 略 2 略	(事業の内容等) 第6条 この事業の内容は、次のとおりとする。 (1)~(4) 略 <u>(5) 家事支援ヘルパーの派遣による育児に対する不安の解消及び養育に関する技術の提供等。</u> 2 略

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。